

岐阜県公報

号外 (14) 令和四年四月一日

目次

訓令 甲

岐阜県有自動車管理規程の一部を改正する訓令

(管財課)

ページ

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十一号

庁中一般
各現地機関

岐阜県有自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県有自動車管理規程の一部を改正する訓令

岐阜県有自動車管理規程（昭和四十五年岐阜県訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「別記第二号様式」の下に「又は別記第二号の二様式」を加える。

別記第二号様式注中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 この様式は、道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者を選任している所屬以外の所屬が使用すること。

別記第二号様式の次に次の一様式を加える。

第2号の2様式 (第11条、第13条関係)

自動車運転台帳

管理 者 確 認	安全運 転管理 者確 認	副安全運 転管理 者確 認	使用 予 定 日 時	行 先	使用 の 理 由	使用 者 氏 名	車 種						特 記 事 項	記 録 事 項						
							運 転			報 告										
							出 発 時			帰 着 時										
管理 者 確 認	安全運 転管理 者確 認	副安全運 転管理 者確 認	日 時 及 び 同 距 離 計 指 数	日 時 及 び 同 距 離 計 指 数	酒 気 帯 び の 有 無															
			年 月 日 時 分 から 時 分 まで				月 時 分 から 日 分 km	月 時 分 から 日 分 km	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
			年 月 日 時 分 から 時 分 まで				月 時 分 から 日 分 km	月 時 分 から 日 分 km	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
			年 月 日 時 分 から 時 分 まで				月 時 分 から 日 分 km	月 時 分 から 日 分 km	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
			年 月 日 時 分 から 時 分 まで				月 時 分 から 日 分 km	月 時 分 から 日 分 km	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
			年 月 日 時 分 から 時 分 まで				月 時 分 から 日 分 km	月 時 分 から 日 分 km	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		

注 1 この様式は、道路交通法第74条の3第1項に規定する安全運転管理者を選任している所属が使用すること。

2 使用者氏名欄には、運転者及び同乗者を記入し、運転者に・印を記入すること。場合の確認者名、確認方法が対面ではない場合の具体的方法等を記入すること。

3 確認者氏名確認方法欄には、酒気帯び確認を行う者が安全運転管理者ではない場合の確認者名、確認方法が対面ではない場合の具体的方法等を記入すること。

4 特記事項欄には、交通事故等特記すべき事項を記入すること。

5 記録事項欄には、燃料の受入数量、オイル交換、ガラスワッシャー等の状況を記入すること。

6 令和4年10月1日以降に行う酒気帯び確認については、目視等による確認のほか、アルコール検知器を用いた確認を行うこと。

附 則
この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社